

倉情・個審答申第40号

平成18年6月14日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 白井公平

平成18年2月28日付け市短第418号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成17年12月28日付け市短第373号で行った行政文書の不開示決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成17年12月12日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「倉敷市立短期大学における図書貸出カード」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「倉敷市立短期大学附属図書館における図書貸出カード」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開条例第7条第2号に規定する個人情報であって一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年12月28日付け市短第373号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年1月11日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成18年2月28日付け市短第418号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消し、本件行政文書の部分開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
(1) 倉敷市中央図書館において部分開示されており、同じ市の機関において取扱いが不公平である。
(2) 保管図書名等は管理上必要であり、個人情報に当たらない。
(3) 市民は、市民の財産たる図書が適正に管理されているか否かを知る権利を有して

いる。図書貸出カードの返却期限欄の開示を求めることで、この知る権利を行使できるのであって決して無為なものではない。

従って、題名欄及び返却期限欄の開示は個人のプライバシーを犠牲にするものでなく、開示されるべきと考える。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 本件行政文書は倉敷市立短期大学の関係者等が同大学付属図書館での利用状況（本の借入、返却）を記載したものであるが、特定の個人がどのような図書を借りていたかの情報は、個人の思想、信条という内心の自由と密接に関わるものであり、他人に知られることによって不安や苦痛を感じる程度が強く、個人の権利利益を侵害する危険性が大きな極めて秘匿性の高い個人情報である。
- 2 本件行政文書内の情報については、その全てが特定された個人に関する情報であることから、一体的な個人情報として扱い非公開と判断したものである。
- 3 仮に、本件行政文書から直接個人が特定される学年・組、、氏名の情報を除き、図書の題名欄と返却期限欄が開示されれば、蔵書が特定され当該図書に添付しているカードに記載された読者氏名や返却予定日から、300人程度の利用者の中で容易に個人が特定されることとなる。
- 4 申立人は部分開示を求める根拠として「中央図書館における部分開示」を挙げているが、同館における「貸出許可願」は、館外への貸出が禁止されている資料の貸出を館長の許可により特別に認める場合に使用するもので、許可の都度資料名、資料番号、貸出期間及び利用者の住所、氏名、電話番号等を記載し作成するものであって、個人単位で図書の利用状況を継続的に記録した本件行政文書とはその性格を異にしている。

第5 審査会の認定事実

審査会において認定した事実は、次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、倉敷市立短期大学付属図書館における利用状況（図書の借入、返却）を個人単位に継続的に記載したものであり、1枚のカードで25冊の利用状況を記載することができる。
- 2 利用者は基本的に同大学の職員、学生であり300人を超えない規模である。
- 3 同大学付属図書館の蔵書には、それぞれ貸出履歴を記載したカードが添付され、書

名，著者名に続き貸出の都度読者氏名（学籍番号），貸出日，返却予定日等が記載されている。

第6 審査会の判断

本件行政文書である図書貸出カードには，学年，組，番号，氏名，請求記号，書名，返却期限が記載されており，これらは個人に関する情報であって一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められる情報で，公開条例第7条第2号に該当する。

仮に学年，組，番号，氏名を不開示としても残り部分を開示することの当否であるが，同カードには請求番号，書名，返却期限が記載されていて書名欄には図書番号が，返却日欄には日付が各記載されているが，当該図書カードとは別に，図書の裏表紙の内側に貸出履歴を記載した履歴カードが添付されており，そのカードには請求番号，登録番号，著者名，書名が記載され，さらに所属，読者氏名，貸出日，返却予定日，返却日が記載されていて，貸出カードの図書番号，返却日から履歴カードの登録番号，返却日を特定することができ，ひいては読者氏名を識別しうることになって，誰がどのような図書を読んでいるのかを知ることになり，やはり，一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められる情報で，図書貸出カードと履歴カードを併せて，公開条例第7条第2号に該当し，部分開示も相当でないと判断する。

第7 結論

以上の理由により，「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 3月 1日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成18年 3月 9日	異議申立人からの意見書の收受
平成18年 3月14日	第1回審査会
平成18年 4月21日	第2回審査会 (実施機関からの事情聴取)
平成18年 5月31日	第3回審査会
平成18年 6月 日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 白 井 公 平	弁 護 士
副会長 西 浦 公	岡山商科大学法経学部教授
清 野 幸 代	弁 護 士
守 屋 明	関西学院大学法学部教授
黒 神 直 純	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授